

福井県監査委員告示第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づき実施した同条第1項の規定による監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和5年7月24日

福井県監査委員 兼井 大
同 山浦 光一郎
同 江川 権一
同 伊藤 和弘

第1 随時監査の趣旨

坂井高等学校における授業料着服事案の発生に伴い、不適正な事務処理防止の観点から同校における現金領収事務の状況を確認する必要があるため、定期監査とは別に、「福井県監査委員監査基準」に準拠し、随時監査を実施した。

第2 監査の対象

坂井高等学校において平成30年度から調査日までに行われた現金領収事務を対象とした。

第3 監査の着眼点

- 1 坂井高等学校における現金領収の事務処理体制は適切か。また、事務手続は適正に行われているか。
- 2 同様の事案が再発しないよう、適切な措置を講じているか。

第4 監査の実施方法

監査は、事務局職員が調査した結果に基づき、監査委員が書面により実施した。

第5 随時監査の結果等

1 実施状況

- (1) 対象機関 坂井高等学校
(2) 実施年月日 令和5年6月29日
(事務局職員による調査 令和5年6月7日)

2 結果

監査の結果、次の事項が認められたので、適切な措置を講じることを求めた。

(1) 指摘事項

授業料の現金領収事務において、複数職員の関与が徹底されておらず、内部統制が有効に機能していなかったことにより、財務規則に反する不適切な事務処理が行われていた。

(2) 検討事項

坂井高等学校において、担当職員が不適切な事務処理を行い、現金領収した授業料を着服する事案が発生したことは極めて遺憾である。

このような不祥事が二度と発生することのないよう、現金領収事務について内部チェック体制の確立、現金領収の機会を減らす取組みなど、再発防止対策を確実に実施し、学校運営に対する県民の信頼回復に努められたい。